

家具等転倒防止器具取付け等サービス

高齢者世帯・障害者世帯に「家具等転倒防止器具取付け等サービス」を実施しています。※1世帯につき1回のみ。過去に給付を受けた世帯は申請不可

● 高齢者世帯…65歳以上の方のみの世帯(老人福祉施設などに入居している方を除く)

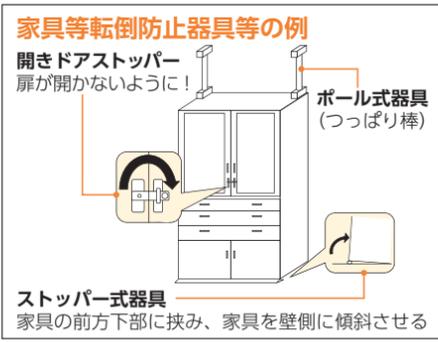
● 障害者世帯…身体障害者手帳4級以上または愛の手帳4度以上をお持ちの方のみの世帯

□ 申請期限 令和2年2月21日(金)

※詳細はお問い合わせください。

▶ 高齢者支援課 保 042-438-4028

▶ 障害福祉課 保 042-438-4033



駅前放置自転車クリーンキャンペーン 10月22日祝～31日休 放置ゼロ キレイな街で おもてなし

自転車・バイクなどは手軽な交通手段ですが、安易な気持ちで歩道・道路に置く人も多いようです。歩行者や自転車の通行が滞ることで衝突事故が発生したりするなど、歩行者だけでなく、自転車・自動車の交通事故の原因にもなっています。

都内全域で実施する「駅前放置自転車クリーンキャンペーン」に伴い、市では田無警察署・西武鉄道・駅前商店会などと協力して、自転車の安

全利用啓発活動を行います。チラシ配布などの広報活動とともに、放置自転車・原付バイクなどは撤去します。

各駅周辺の自転車駐車場をご利用ください(地図は市HP参照)。利用時は、係員の指示に従い、混雑時は無理な駐車をしないでください。

一人一人が責任を持ち、放置自転車のない、きれいで、快適なまちづくりにご協力ください。

▶ 道路管理課 保 042-438-4057

平成30年度決算に基づく健全化判断比率と資金不足比率を公表します

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」いわゆる「財政健全化法」は、1年間の収支や将来負担に関する財政指標(①～④の健全化判断比率・⑤の資金不足比率)を監査委員の審査結果とともに議会に報告し、市民の皆さんに公表することを義務付けています。これらの比率が国の定める「早期健全化基準」「経営健全化基準」を超える場合は、財政健全化計画や経営健全化計画を策定する

義務を負うなど、財政の健全化に向けた取組を行うこととなります。

平成30年度決算に基づく本市の健全化判断比率および資金不足比率は、全ての指標において、各基準の範囲内となりました。

市では、引き続き行財政改革を推進し、財政構造の弾力性・健全性をより一層高め、市民サービスの維持・向上を図っていきます。▶ 財政課 田 042-460-9802

◆健全化判断比率と資金不足比率

◇健全化判断比率 (単位：%)

健全化判断比率	早期健全化基準
①実質赤字比率 (実質黒字比率 3.26)	11.49
②連結実質赤字比率 (連結実質黒字比率 5.17)	16.49
③実質公債費比率	25.0
④将来負担比率	350.0

注：実質赤字比率および連結実質赤字比率については、赤字額がないため「-」と表示しています。

注：()内には、実質収支が黒字である場合の実質黒字比率および連結実質収支が黒字である場合の連結実質黒字比率を表示しています。

◇資金不足比率 (単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
⑤下水道事業特別会計 (資金剰余比率 6.4)	-	20.0

注：資金不足比率については、資金不足額がないため「-」と表示しています。

注：()内には、資金剰余额がある場合の資金剰余比率を表示しています。

◆語句解説

①実質赤字比率

一般会計等において、歳入から歳出や翌年度に繰り越す財源などを差し引いた額が赤字である場合、その赤字額(実質赤字)の標準財政規模(*)に対する割合

②連結実質赤字比率

特別会計を含めた全ての会計を対象とした実質赤字(または資金不足額)の標準財政規模に対する割合

③実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金など(借入金返済のための元金と利子や、一部事務組合への負担金・補助

金のうち、組合の借入金返済に充てたと認められるもの^(注))の、標準財政規模を基本とした額に対する割合

④将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債(借入金の残高、一部事務組合などの借入金返済に充てる負担等見込額、職員退職手当支給予定額^(注))の、標準財政規模を基本とした額に対する割合

⑤資金不足比率

公営企業会計において資金不足額がある場合、その不足額の公営企業の事業規模に対する割合

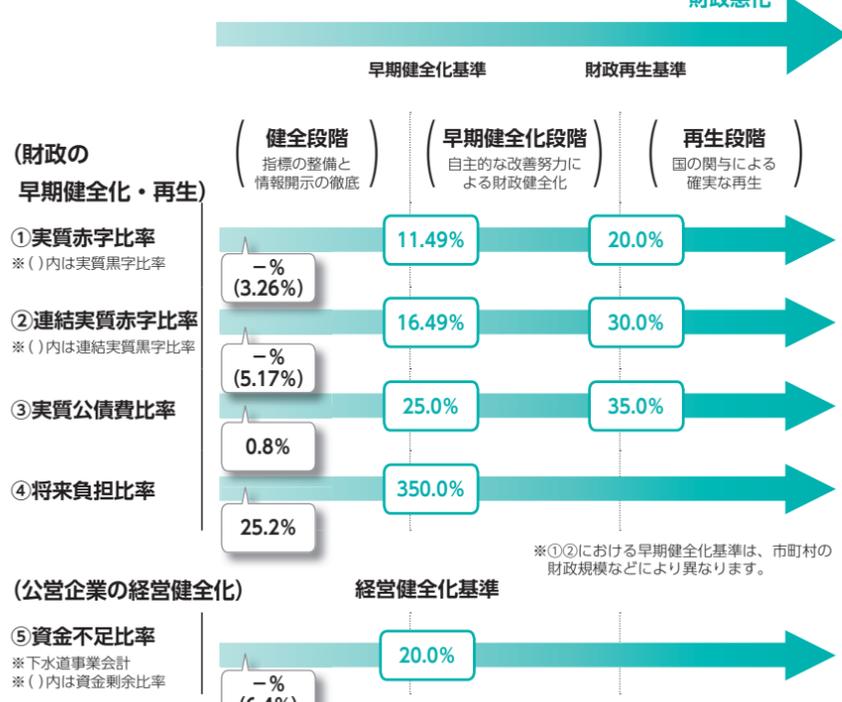
※標準財政規模…地方公共団体が、標準的な状態にある時に通常収入されるであろう経常的な一般財源の規模を示すもの(臨時財政対策債の発行可能額を含む)
※紙面の都合上、固有名詞である専門用語をやむなく使用しています。財政白書では家計に例えるなど、より平易な言葉で解説を加えていますのでご覧ください。

◆平成30年度における比率の対象

西東京市			一部事務組合 広域連合	地方三公社 第三セクター
一般会計等	公営事業会計	公営企業会計		
● 一般会計	● 国民健康保険特別会計 ● 駐車場事業特別会計 ● 介護保険特別会計 ● 後期高齢者医療特別会計	● 下水道事業特別会計	● 柳泉園組合 ● 東京たま広域資源循環組合 ● 東京市町村総合事務組合 ● 多摩六都科学館組合 ● 昭和病院企業団 ● 東京都後期高齢者医療広域連合	● 西東京市土地開発公社



◆平成30年度決算に基づく健全化判断比率および資金不足比率



財政白書・市税白書を作成しました

市民の皆さんに市の財政状況や市税の現状をご理解いただくため、「財政白書」と「市税白書」の最新版を作成しました。

財政白書(平成30年度決算版)は、財政課(田無庁舎3階)で、市税白書(平成30年度版)は、市民税課(田無庁舎4階)で、またいずれの白書も情報公開コーナー(両庁舎1階)で配布しています。市HPでもご覧になれます。

▶ 財政白書に関するお問い合わせ……………財政課 田 042-460-9802

▶ 市税白書に関するお問い合わせ……………市民税課 田 042-460-9826
資産税課 田 042-460-9829
納税課 田 042-460-9831